

## 第20次東京都消費生活対策審議会

### 第3回基本計画部会

平成20年6月27日(金)

第一本庁舎42階 特別会議室B

午後2時00分開会

副参事（調査担当） 皆様お忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。本日、東京都消費生活対策審議会基本計画部会、第3回目の部会でございます。これから開会させていただきます。

部会長、よろしくお願ひいたします。

池本部会長 時間でございますので、消費生活対策審議会第3回の部会を開会いたします。

最初に事務局から、定足数の確認と配付資料の確認と合わせてお願ひいたします。

副参事（調査担当） 恐縮でございますが、着席のままご説明申し上げます。本日、9名の方々全員のご出席を賜ってございます。まことにありがとうございます。

それでは、資料の確認をお願いをいたしたいと存じます。お手元の資料でございますが、A4とA3の横と織り混ぜてクリップでとめてございますけれども、資料1が委員の方々の名簿、2が書記の名簿でございます。資料3が前回の主な論点ということで、A4の2枚物でございます。その後に資料4といたしましてA4の1枚、「消費者教育について」ということでございます。それからA3の横のものでございまして、資料5-1「物価問題に関する消費生活行政の推移」、資料5-2、消費者物価指数の推移等のグラフでございます。資料6「東京都消費生活基本計画改定案の概要」でございます。それから、A4縦の何枚かつづったものでございますが、資料7「東京都消費生活基本計画の改定について意見を募集します（案）」でございます。最後に、表題がございませぬし、資料番号も振ってございませぬが、「提言」ということで1枚物のペーパーをお配りさせていただいているところでございます。万が一お手元にないというようなことがございましたらご連絡をいただければと思います。

以上でございます。

池本部会長 ありがとうございます。今日は全体についての議論もですが、幾つかパートを絞って進行したほうがよろしいのかとも思います。そこで、資料の順序で、まず資料3、前回提示された主な論点というあたりを事務局から、今日の議論のスタートとしてご紹介いただきまして意見交換をしていく。ただ、その場合も、まずこのあたりからというところを、少し論点の整理もしていただいて、どのあたりから議論していくかということも提案していただければ幸いです。

消費生活部長 先におわびを申し上げなければいけないことがあります。前にもお約束

したのですが、部会を始める前に皆様方に資料をお届けしてごらんいただくことが前提で進めていくというお約束だったんですけれども、これは言いわけになってまことに申しわけないんですが、議会等の関係もありまして、25日に閉会ということだったんですけれども、そういうところもあって少し準備がおくれまして本当に申しわけございませんでした。ちょっと中途半端な、前回ご論議いただいたところでの論点ということでのペーパーのみをお送りするような状況でした。次回はそういうことがないように、間違いなく事前にお目通しいただけるようにいたしますのでよろしくお願いいたします。まずはおわび申し上げます。

2点目でございますが、6月19日の文教委員会において、この審議会の委員でもいらっしゃいます共産党の都議会議員の大山委員から要望がございました。今回の基本計画をいろいろと議論するにおいて、食料の自給率ということが、いわゆる食品の安定的な供給ということを議論するにおいては決して無視し得ないテーマではないかというようなお話がありました。

しかし、そうはいつでも、なかなかこの問題は、国も現在、計画をつくって、具体的に申し上げれば平成27年を目途に、摂取カロリーベースで25から45ポイントまで上げたいということで進めているような状況があります。さらに、消費者サイドだけではなくて、生産に当たる方々の取り組みとか、食料を製造している業者との関係とかいろいろ兼ね合いがあって、それについては非常に難しい問題であるということについても認識しつつ、しかし、消費者サイドから何かアプローチできないか議論して欲しいという要望がありました。

この件については4月30日に「食品の原料・原産地表示のあり方について」という、前回第19次の審議会において諮問をさせていただいたところの答申を最終的にお受けする際にご審議いただいたときにも、大山委員から、食料の原料・原産地表示は、事業者においてもいろいろと食品について、原料をどういうところから持ってくるのか、この辺を意識させるということで安全につながる面も確かにあるんだけど、自給率を上げることも安全につながるのではないかと、この辺もぜひ答申の中に加えて欲しいというお話があったんですが。その点については直接関係があることではないということと、見方によっては、食料の安全保障とか、いろいろ大きな問題にもかかわるので、それに審議会が取り組むのは難しいのではないかとというような意見がありまして、その辺について取り上げることはしないということに決まったんですが。その際に松本会長から、確かに食料が外国

から来る、消費者の視点で見れば、食品というものは、国産だろうが外国産だろうが、おいしくて、安くて、安全であれば、それは消費者の利益にかなうものであるわけで、決して自給率そのものにかかわるだけとは言えないんじゃないかというようなこともあるんだけれども、外国から輸送されてくることに伴う環境問題、いわゆるフードマイレージと言われている問題が、安全保障とはまた別に、もう一つ大きな考えるべきことだという会長からのご指摘もあって、審議会においては、食料自給率を上げるために都としても取り組むべきであるという意見がかなり強く出されたことはきちんと記憶に残していただいて、都としてもそういう観点からご検討いただきたいと思いますという総括をされていることを踏まえまして、私どもとしては、この部会において、後ほど事務局からのご案内申し上げますけれども、消費者の観点でどんなアプローチができるか、この辺をぜひご議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

池本部長 はい。じゃ、事務局、お願いします。

副参事（調査担当） 資料3をお開きいただきたいと存じます。なお、前回ご欠席になりました皆様方につきましても、私ども事務局のほうから、打ち合わせをさせていただきながら意見を交換させていただいたところがございますが、「第2回部会の主な論点」ということがございます。大きく総論部分と各論部分に分けて記載をさせていただきます。

まず総論でございますが、国への提言として、都として何を行うかだけでなく、国に対する提言をまとめるとよいのではないかと、例えば情報の一元化は、国が吸い上げる一方通行ではなくて、各自治体が独自性を発揮して行うことが重要であるというご審議をいただいたところがございますが、まことにそのとおりでございます。この辺につきましても、後ほど概要のところでも、事務局からご説明申し上げたいと存じます。

消費生活問題は生活の基盤の問題であって、地域住民の安全、生活の安心のために行うべきものです。国がやる前に、身近なところで迅速に対応していくことが基本になる、そういうことを計画に盛り込むべきであるというご意見をいただきました。まことにそのとおりと私どもも考えているところがございます。

今回の国の一元化に関する検討の中で、東京都が地方のトップランナーとして行っているような取り組みをより一層発展させるというような提案を基本計画の中に盛り込んでいくとしたらどうかということがございます。まことにありがとうございます。そういった方向で、都としても一層の充実をしていくことを、今回の基本計画の基本にしたいと考えているところがございます。

区との関係等のことでございますけれども、国の消費者行政推進会議で、地方消費者行政の抜本的な拡充が指摘をされているところでございます。都、区市町村に反映させる取り組みをどのように受けとめて展開していくのか、項目を起こして書き込む必要があるということでございます。この辺も後ほど、踏まえながら、私どものほうから事務局なりにご説明申し上げたいと思っております。

人員や予算の推移から見れば、消費者行政は長期間にわたって軽視されてきたのが事実である、区市町村の体制、相談窓口、非常にアップアップの状況の中でやっているところの状況をどういうふうに充実強化をしていくのか、都としてどういった役割があるのかといった議論がいただけたところでございます。この辺は一番重たい課題でございますので、ぜひこの部会におきましても重々、皆様方のご指示をいただきながら検討を進めていきたいと思っております。

日弁連におきまして、各都道府県で、外部委員や消費者団体、学識経験者を含めた地方消費者行政推進会議を立ち上げるべきだという提言がなされているということでございまして、そういった意味合いを含めまして、実際に疲弊、縮小しているようなところを抜本的に拡充していくという方向に持っていけるような大きな流れが位置づけられるとよいのではないかというお話をいただいたところでございます。

この辺につきましては、私ども、現行の消費者基本計画、消費生活基本計画、平成9年に策定したところでございますが、その中で東京都の消費生活対策推進会議というものを設けてございまして、実際、形式的には現在も措置されているものでございます。東京都消費生活対策推進会議ということでございまして、庁内の部長級をメンバーとするものでございますが、この辺、私ども、反省も込めまして、推進会議をいろいろ立ち上げたらよろしかったわけでございますけれども、実際のところ、消費生活基本計画の本当の意味でのローリングというのはなかなか困難であったという状況もございます。

今回、国のほうでは、先ほど申しました消費者行政推進会議が首相のトップダウンという形で、非常に大きな力を持って、問題意識を強く政府全体に対して示してきたという流れがございまして、そういった大きな流れを地方の中でもキチッと受けとめていく必要が当然あるかと思っております。まさに今回の基本計画の改定はそういったものであるわけでありまして、推進の具体的な方策につきましても、東京都の消費生活対策審議会が中心になりまして、東京都の場合、消費生活対策審議会でございますが、都議会の議員も入っているわけでございまして、そういった中で、非常に幅広い都民の方の目の届く中

で実質的に審議をしていく。本年になりまして、特に冷凍食品の問題等々きちんと議論がされてきたところでございます。

そういう中で、今後もこの審議会を中心にしながら、国での大きな流れをキチッと受けとめていく体制をとっていくというところが、現在、私どもといたしまして、基本計画の推進の上では、あるべき体制ではないかと考えているところでございますが、この辺の状況につきましては今後、皆様方のご指導をいただきながら、よりよい方向を検討していきたいと考えているところでございます。

主要な課題と政策課題・施策の方向との関係が不明確である、また、最近、情勢が加速度的に変化しているので、都として何を情勢として捉え、重点とするのか整理が必要ではないか、一つの図表として関連性が示されるまとめ方が必要ではないかというご意見をいただきました。これにつきましては後ほど、概要のところでご説明を申し上げたいと存じます。

計画の素案でございますけれども、これが非常に多岐にわたっておりまして、施策を網羅しているわけでありまして、メリハリをつけて、最初に打ち出すような部分、緊急性を要するような部分、5年間かけて取り組むような施策、前回、消費生活部長から申し上げました三つの提案なども含めまして、基本計画の打ち出し方を工夫していく必要があるのではないかというご意見をいただいたところでございます。この辺に関連いたしましても、後ほど、概要のところでご意見をいただければと思っているところでございます。

各論部分でございますが、主として相談に関しまして幾つかご議論をいただいているところでございます。

「都の消費生活相談の体系」の中に「適格消費者団体との連携」が抜けているのではないかとご指摘をいただいたところでございます。まことにそのとおりでございますが、この辺については明確に位置づけていきたいと思っております。

実際に相談を受けている相談員の人たちの生の声を、国の会議とかそういうところに伝えていくのがいいのではないかと、それからまた、国のいろいろな委員といたしまして、都のセンターから相談員を推薦していくといったようなことができないかというふうなご意見をいただいたところでございます。

都と区の役割分担として、都として、区に対しては、いろいろなノウハウの提供とか、一定程度、いわゆるセカンドオピニオンとして助言をしていくような機能が薄れているのではないかと、都として、外国人からの相談とか障害者からの相談、あるいは新手の商法に

に対する対応など集中的に行ってはどうかといったようなご意見もいただいたところでございます。

消費生活相談体制の充実が何を示しているのか、もっと具体的に書くべきではないかというようなこともご意見としていただいております。

出前講座につきましては、区で対応できるところは任せただ上で、対応できないところをやっていくという体制をするなどメリハリを持たせてはどうかといったようなところがございました。この辺につきましては、後ほど消費生活総合センターからお話をさせていただければと存じます。

消費者被害の防止については、一番被害が大きいのが高齢者というのが実態でございます。その他にも、若者に対する対応も引き続きやっていくということをきちんと入れ込んでいく必要があるだろうというお話でございます。

高齢者の被害防止について、区市町村にガイドラインを示して取り組みを呼びかけているということでもありますけれども、これは前回、私のほうからご披露いたしたところですが、その結果についてもキチッと追跡をして、評価できる取り組みがなされていけば、それを幅広く紹介していくことも、都としては役割があるのではないかと考えております。この辺につきましては、前回お示し申し上げましたガイドラインの検討委員会がございますので、その中で随時、東京都から、いろいろな取り組みについて丁寧にご紹介いただきまして、また、それを報告していくという場が設けてございますので、その辺の取り組みにつきましても一層力を入れていきたいと考えているところでございます。

障害者に対する対応が一覧表にない、5年間に何らかの対応が必要ではないかということでございます。障害者、取引上、社会的に少し弱い立場に置かれている方々に対する十分なケアというものは必要でございますので、この辺につきましては、私どもといたしまして、5年間のうちに当然検討していかなければならないと考えているところでございます。

次の分野でありますけれども、安全・安心ということですが、これにつきましては、ただいま部長のほうから申しました状況もでございます。「商品・サービスの安定供給」のところ、食料の安定供給や、あるいは物価に対する対応として、都として何ができるかということが問題になるんじゃないかということでございます。この辺につきましては論点をご説明してご議論いただいた後に、項を立ててと申しますか、改めまして皆様のご意見をいただければと存じております。

商品のテストについては第三者機関に委託をして、能力のある技術職員が判断をする役割といったようなものがあるのではないかと考えています。商品テストにつきましては、個別の相談に関するものにつきましては消費生活総合センターのほうでキチッと対応いたしているところがございますし、いろいろ問題のあるものにつきましては消費生活部の生活安全課のほうでキチッと、必要に応じて委託に出しながら詳細に調査をして、例えば前回で申しますと、掃除機のいろいろな微粒子の問題等を調査いたしたところがございます。今後、消費生活総合センターの技術職員がおりますので、その辺との連携を図りながら、キチツとした体制をとっていきたいと考えているところがございます。

消費者教育の分野ですが、消費者教育・啓発の推進で、食育との整合性をとりながら取り組む必要がある。そういうことにつきましてはいろいろなところで議論がなされておりますけれども、まことにそのとおりでございます。先ほど部長からのお話にもございましたが、食料の安定供給といった面にもいろいろな意味でかかわってまいりますし、自立する消費者という点におきましても、食育との関係というのは非常に大きなかわりを持ってきているところがございます。

消費者教育の推進は、資料づくりに終わらずに、実際の取り組みに落とし込んだ実績づくりをモデル化して5年間推進していくべきではないかというご意見でございます。これは前回ご披露いたしました金融経済教育部会での、積極的に区市町村に働きかけてのモデル化についての事業に取り組んでいるところがございます。この辺につきましてもなお一層推進していきたいと考えております。

教育庁と連携をいたしまして、都から区市町村の教育委員会に働きかけるようにしてはどうかということございまして、まことに恐縮でございますが、これに関しまして資料4をごらんいただきたいと思います。

「消費者教育について(最近の委員会質疑)」ということで、先般の都議会の委員会におきまして実際に質疑がございました。私どもとして事前に連絡等があったということではないわけでございますけれども、現在、多重債務が大きな社会問題となっているが、学校教育として、この問題にどうかかわっていくのかということが、教育庁に対しまして質問がございました。

教育庁では、学校教育では、子どもたちがこの問題を、将来にわたってみずからの課題だと認識できることが重要である、都内の学校、公立の小中学校の中には、消費者センターの職員、企業経営者を金融関係者、そういった外部の専門家等との連携を図って実施に

取り組んでいるところもある、現在、東京都多重債務問題協議会で、教材やカリキュラムの開発について検討が進められている、今後、区市町村教育委員会の担当指導主事に、これらの情報を積極的に提供するなどして、小中学校における消費者教育の一層の充実を図っていくと答弁をしております。

そういう意味で、教育庁との連携を図りながら今後進めていくというところでございます。

消費者教育でございますが、学科の教育ということでは家庭科とかございますけれども、難しい面もございます、大学の先生などに、総合学習において取り上げて欲しいといった要請がいろいろある中で、例えばインターネットのホームページにパワーポイントの資料があって、ダウンロードできるというのではないかとというようなご提案もございました。この辺も含めまして、非常に貴重なご提案でございますので、先ほど申しました教育庁の取り組みの中で、ぜひこの辺も含めて充実に努めていくことが妥当ではないかと考えております。

その他の部分としてくくってございますけれども、一つは表現の問題でございます、  
「消費者意向」、「環境保全に関する消費者意向への反映」というのは非常に言葉としてわかりづらい、もっとわかりやすい言葉に置きかえるべきではないかというご指摘でございます。そのとおりでございます、いままでこういった表現がそのまま置いてあったわけでございます、非常にわかりづらかったのかなというところでございます、後ほどいろいろな中でお示し申し上げますけれども、的確な表現等があれば、ぜひご教示いただければ、私どもとしてもありがたいと考えているところでございます。

「消費者の都政への参加・参画」、インターネットなどを通じて日常的に意見を受けて対応することができないかということでございますが、現在もいろいろな形で私ども、都民の声課などを通じまして、あるいは場合によっては直接いろいろなところに、いろいろな都民の方から幅広く意見をちょうだいしてございます。それに対して十分に、的確に対応していく必要があるということで、日々、適切に対応していきたいと考えております。

最後になりますけれども、地球環境問題は重要な課題でありまして、環境基本計画との連携、整合性をとりながら、もっと積極的に取り組みができないかということでございます。この辺につきましてもそのとおりでございます、東京都の環境局のほうでも、環境基本計画を取りまとめたところでございまして、この辺、歩調を合わせながらということでございまして、今回の審議会、第20次の審議会として、書記という形で、環境局の幹

部職員にも積極的に参画をしていただいているところでございます。

以上、大変雑駁な説明で恐縮でございましたが、先回いろいろご審議いただいたところに対するものでございます。消費生活総合センターに係る部分につきましては直接ご説明付申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

相談課長（消費生活総合センター） 相談課長の各務でございます。各論の相談関係の部分につきましては少し補足をさせていただきたいと思います。

1枚目の下の部分から、各論の相談ということになりますが、二つ目でございますが、実際に相談を受けている相談員の声、これは消費者の声に一番近い部分になろうかと思えますが、これを国に伝えていくことにつきましては、都の相談のセンサー機能を発揮することになってこようかと思えます。これまでも相談現場から相談員が、例えば国の審議会等のヒアリングに協力する、あるいは情報提供に協力する、また、場合によってはパブリックコメント等の中で、国に対する情報発信を行っていくといったようなことを、さまざまな形で国に相談現場の声を伝えてきたところでございます。こうした取り組みを今後とも、都のセンサー機能として積極的に行ってまいりたいと考えております。

センター相談員の、国の審議会等の委員の就任につきましては、通常、所長等役職者が組織を代表して参加しているのが現状でございます。相談員が組織を代表して審議会に参加していくことにつきましては、本人の負担等もございませぬので、個別具体的に適切に判断してまいりたいと考えております。

三つ目でございますけれども、都と区の役割分担が必要だということに対する、ノウハウの提供、セカンドオピニオン、助言機能、あるいは外国人、障害者、新入商法等への対応を集中的にといったご意見でございますが、ご存じのとおり、都と区市町村との役割分担といたしましては、都の相談というのは高度専門機能、広域機能、区市町村の支援補完機能、センサー機能といったような役割を担っております。一方、区市町村につきましては基礎的自治体として、住民に身近な窓口としての機能を担ってもらっているところでございます。今後とも、この役割分担を踏まえた事業展開を図ってまいりたいと考えております。

都の、区市町村の相談窓口支援といたしましては、例えば区市町村の相談窓口からのお問い合わせに対する助言、相談処理に関する助言、これが年間大体1,000件ほど実施をしております。これは相談員あるいは職員が対応しているものでございます。さらに弁護士等、アドバイザーという形をお願いをしております、こうしたアドバイザーから区

市町村に対する助言、これが年間大体100件程度実施しているところでございます。また、ファックスやメール等の相談実務メモということで実務的な支援、あるいは今年度からは相談支援サイトという形で、区市町村の相談窓口の支援に努めているところでございます。

相談処理といたしまして、統一処理ということを実施いたしております。区市町村の案件を、同一の事業者等で、たくさん案件があるような場合、区市町村の案件を引き継いで、例えば都が返金交渉、事業者との交渉に当たるといった、広域的、統一的な相談処理を行っているところでございます。

これに限らず、区市町村で対応困難な相談につきましては、都がさまざまな形で効果的に支援していけるよう、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

消費生活相談体制の充実が何を示しているのか具体的に書くべきであるというご意見につきましてでございますけれども、私どもセンターといたしましては、相談窓口の充実強化という点につきまして二つ考えております。一つは、都の相談機能の重要なものでございます高度専門性の強化という点でございます。

都の消費生活相談の高度専門性を支えておりますのは、高い知識と経験を有する相談員のマンパワーでございます。しかし、現状では、私どもの相談員の高度専門性に見合った処遇であるとは必ずしも言えない状況でございます。そこで、都の高度専門性機能を強化するために、相談員の報酬アップ、処遇改善に取り組んでまいりたい。合わせて、相談員研修の高度化、充実、あるいはOJTの充実、こういったことにより、都の相談員の高度専門的な相談処理能力を向上させる、ひいては都域全体の相談窓口の処理能力の向上につなげてまいりたいと考えております。

もう一つは、都の広域的機能、あるいは区市町村補完機能を強化してまいる必要がございます。これにつきましては、都民の方が消費者被害にあわれたような場合には、これから救済される機会を拡大して参る必要がございますので、土曜相談等の実施検討を進めてまいります。

この一環として、去る5月17日、つい最近、6月21日でございますが、土曜特別相談を、センターとして実施をしたところでございます。

相談関係につきましては、私からの補足は以上でございます。

副参事（調査担当） 私のほうから補足をさせていただきたいと思いますが、今回ご審議いただいておりますのは、答申案をどうしていくかということに結びついていくことに

なるうかと思えます。したがって、ただいまセンターのほうから具体的に、例えば相談員の処遇の改善とか、あるいは土曜日にも相談を受け付けていくという方向で現在、検討を進めているところでございますが、今後どのような形で答申なりに盛り込んでいくかにつきましては、また別途ご相談を申し上げさせていただければと考えているところでございます。

池本部長 資料3と4に基づいて、前回の論点を分野別に整理をして、若干コメントもつけていただきながらご説明いただきました。

活動推進課長（消費生活総合センター） 部長、ちょっとよろしいでしょうか。

池本部長 はい、どうぞ。

活動推進課長（消費生活総合センター） 相談の項目で、出前講座について、活動推進課長からご報告させていただきたいと思えます。

各論の相談の中の、五つ目で「出前講座を身近な区市町村に任せ、対応できない市町村については都が行うなどメリハリを持たせてはどうか」ということでございます。

東京都の出前講座は、派遣講座、申し込んだ方が謝礼を支払う制度と、移動講座、これは都が、財政的に脆弱な団体に講師を派遣して、都が謝礼を払うという二つの制度がございまして、19年度の実績では、派遣講座が67回、移動講座が95回ということでございます。派遣講座は申し込み者のほうで負担していただくということで、都が云々ということはないんですが、移動講座の95回の内訳でございますが、派遣先を見ますと、出前講座の制度を持たない区市町村のPTAとか老人会、自治会等に14回、あと、今、若者の被害が多いということで、都が重点的に実施している若者向け出前講座、高校、大学、専門学校等ですが、学校への出前講座が68回、あと、区市町村では対応ができない商品テスト、技術の専門的な知識を持っております消費者啓発員が行きます商品テスト講座が13回という結果になっております。

こういうことから見ますと、都と区市町村はそれぞれ特徴を持って出前講座を実施しており、都として、必要なところに派遣できているのではないかと考えております。

申しわけございません。以上でございます。

池本部長 ありがとうございます。幾つかの論点が提示されて、それぞれについての前回の議論とコメントがありました。まずはこれについての皆さんからのご意見、前回に引き続いての補足意見等も含めてお願いします。

先ほどの提起では、食料の安定的供給、物価問題は後で改めて提示をしていただくとい

うことと、資料6の改定案の概要は後でご説明をいただくということですので、資料5、6、7に関する議論は後回しにしまして、まずは資料3、4について、前回の議論の続きを、皆さんからご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

夷石委員 相談の充実強化について、今後、基本計画にどのように盛り込むかということになったと思いますけれども、1回目のときに私が提案したのは、これまでの審議会の答申があるわけですし、例えば17次は被害救済のための新たな仕組みづくりでありましたし、18次も、消費者団体、事業者団体と連携してどういう仕組みをつくるのか、新たな政策を展開するのかとか、19次においては、被害防止のために事業規制をどうするか、いろいろこれまで審議会で提言をいただいているわけです。それに限定するわけではなくて、それも参考にいろいろな施策が提案されていますので、例えば今、回答があった統一的な処理がそこにもうたわれていて、もうすでになさっているんでしょうけれども、ただ、二次的相談処理などはまだこれからなのか、やろうとされているのかとか、を導入してはいかがでしょうか。また、最後のほうに、検討するとなっているのが、違法利益の吐き出しについて、どういうふうな新しい施策を検討することが必要なのかとか、これまでの審議会で出された提言に対して、都としてすべてに取り組むべきというわけではないでしょうけれども、もうすでに取り組んでいて、それをさらにレベルアップして、例えばマニュアルづくりなどはすでに行われているのですけれども、これからは割販法も特商法も法改正がありますので、今のままではなくて、これからまた作り直さなくてはならないというような問題も出てくると思いますので、その辺も参考にしながら、これからの5年間に、どれをどういうふうに盛り込んでいくかということの一つの材料として、これまでの答申をぜひ使っていただけないかと思っております。それにプラスして、相談員の処遇の問題などの、新しい問題としてやっていこうとする施策は当然のこと取り込んで欲しいと思います。くりかえしますが、審議会答申はかなり議論されて提案されているものですから、それを全部とは言いませんけれども、それを目安に、どこかに盛り込んでいくか必要のあるものは、ぜひ計画の中に入れて欲しいなと思っております。

池本部長 ありがとうございます。いかがでしょうか。事務局から、もしご発言があれば適宜ご発言いただければよろしいかと思います。

消費生活部長 今の夷石委員からのご指摘はごもっともですし、例えば18次の答申については、19次の審議会においても、その辺の実行はどういうふうになされているのかについて報告すべきというお話もいただきまして、平成19年3月の総会で、18次答申

でいただいた点について、今、具体的にどんな状況かについては、審議会においてご報告をさせていただいております。ですので、私どももそういう視点を持って、具体的な施策について整理することにおいては、今のお話のようなご指摘の点は明確にしていく必要があると考えています。

違法利益の吐き出し等について、これは19次の例の事業者規制強化に向けての答申をいただく際にいろいろと議論があったところですが、いま現在は、消費者行政一元化に向けた取り組みの中で、父権訴訟も真剣に考えなければいけないというのが、推進会議の取りまとめ報告にもあるわけですが、19次の時点では、国のいろいろな制度との兼ね合いの中で、実際としてそれにどう取り組めるのか、非常に難しい問題であるので、引き続き検討しようじゃないかというようなレベルにとどまっているんですが。前回のところでもお話し申し上げましたが、処分をするにおいても、ただ処分をしてしまえばそれでいいというわけではなくて、場合によってはコンプライアンスの改善に取り組むというような事業者が、仮に立入検査の後に真剣に、真っ当な企業になろうという取り組みが見られる段階であれば、場合によっては警告的に、今後、対応がまずければ必ず処分しますよというような指導を行う中で、できれば、現在、被害を受けている消費者に対してお金を返すとか、そういった具体的な取り組みを促すこともできるのかなということもいろいろと考えているところであります。以上です。

池本部会長 ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか。

詫間委員 質問なんですけど、資料4の「消費者教育について」ですが、議会のほうから、特定の議員の方から質問があって、教育庁からのお答えがあったということでしょうか。

消費生活部長 そのとおりでございます。多重債務の問題対策協議会を昨年8月に立ち上げまして、9月に第1回の協議会を持ったところです。そこには弁護士会とか司法書士会とか、13の民間団体にも加わっていただいて、ただ、協議会の組織が大変大きな組織ですので、それぞれ部門別に五つの部会を設けまして、このテーマにつきましては、五つの部会の中にある金融経済教育部会が、特に消費者教育あるいは金融経済教育については学校教育としても取り組んでいくんだということで。文部科学省が指導要領を改正していく。しかし、それが実施につながるのは、小学校においては3年後、中学校は4年後、高校は5年後というような状況もある中で、現場の取り組みが、その時期に来たときにあわせてやるんじゃないかというところで、私どもの金融経済教育部会としては、受験

とか、いろいろ教育現場ではあるわけなので、例えば中学生であれば、3年生はなかなか難しいにしても、2年生に照準を当てて、2年生にふさわしいような、いわゆる発達段階に応じた適切な教材を開発して、それを実際に、今、手を挙げている三つの区と一つの市があるんですけども、そこでモデル実施をしていただく。すそ野を広げていこうじゃないか。そのときに、区市町村の教育委員会が真剣に取り組んでいただかないと、いくらモデル的に取り組んだとしても、それが広がりを持たないだろう。その際にはぜひというようなお話もあって、今回、教育委員会が非常に真剣に受けとめてくださって、常任委員会の委員のほうからそういう質問があるんだけど、自分たちとしても、ぜひこういうふうに答えたいというお話をいただいています、その辺についてはぜひお願いをしたい。こういうようなきっかけをつくりながら、われわれとしては、学校教育における消費者教育を広がりを持たせるようにしていきたい。その意味でご紹介を申し上げた次第です。

池本部長 ありがとうございます。他にはよろしいですか。後で資料6で改定案の概要が出てきますので、そのとき具体的に、さらにこれを盛り込んで欲しいという意見もあろうかと思しますので、この段階でよろしければ、次の、先ほど積み残しにされていたあたりに入っていきたいと思えます。

食料の安定的な供給と物価という問題の議論に入りたいと思えますが、これも、まず事務局から論点を提示していただいて、それから議論に入ろうと思えます。お願いします。

副参事（調査担当） それでは事務局から、まず資料に基づきまして若干ご説明を申し上げたいと存じます。資料5-1と5-2でございます。これにつきましては物価ということで取り上げてございますが、食料の安定供給についても若干関係しているところもございまして。

まず資料5-1でございますけれども、「物価問題に関する東京都の消費生活行政の推移」ということで、昭和45年（1970年）ごろから今日まで30数年間の推移を簡単にまとめたものでございます。一番左側に、東京都とか国の動き、経済社会等の動きをまとめてございます。その右側、細かい数字で恐縮でございますけれども、1970年（昭和45年）から、その年を100としたときの東京都区部における消費者物価指数の推移を示したものでございます。1970年（昭和45年）を100といたしますと、2006年では309.2ということで、数字としてプロットしたものでございます。

5-2にグラフにしてまとめてございます。ごらんいただければと思えます。本来はカラー印刷でございますが、私ども機材がございまして申しわけございません。黒い濃い

折れ線が消費者物価指数でございます。目盛りは左側でございます。年を追って徐々に上がっていくわけでございますが、1970年から80年代、相当急激に上がっておりまして、1995～6年をピークにいたしまして、若干なだらかに下がってきているような状況もあるという状況でございます。

ちなみに、2008年、2009年、直近の状況であります。消費者物価指数ですが、日銀の見通しとしては、2008年も2009年も1.0%ないしは1.1%程度、ただし、不透明性が非常に高いという見通しを持っているところでございまして、今日の新聞報道によりますと、対前年同月比1.5%の上昇といったような報道もなされているところでございます。3月の時点で0.9%、対前年同月比という状況でございまして、このところ上昇傾向というところが若干見受けられるのかなということでございます。東京都部の消費者物価指数でございまして、いろいろな捉え方がございますけれども、生活実感とどうなのかという面がございまして、耐久消費財も含めての状況としてはこういう形になっているということでございます。

ちなみに、もう一つ、薄い折れ線をお示ししてございますけれども、これは原油輸入価格の推移ということでございまして、1974年から2007年までのグラフをまとめたものでございます。左から3分の1くらい来たところで、80年代前半、急激に上がってございますが、第二次オイルショックのころでございます。目盛りは右側でございまして、1キロリットル当たりの100円単位ということで、1982年でいうと5万円強という状況でございます。直近の状況ですと、今日、8万円に近い、あるいはそれを超えているような状況も若干見えてくるのかなというところでございまして、原油の輸入価格ということで、ニューヨークの原油市場と外国為替の市場と二つの要素が絡んでまいります。そういった意味で、1980年代の後半から2000年の前半くらいまではかなり落ちついた動きを見せておりました。これは、日本の場合、デフレ経済のもとで円高が進んだということもございまして、原油につきましては、輸入の原油価格は相当落ちついていて、それがこのところに参加しまして、皆様ご承知のとおり、かなり急激な上昇が見られてきているというところでございます。

恐縮でございます。5 - 1のほうに戻ってごらんをいただきたいと思います。

こういった物価の状況を反映いたしまして、物価に関する主な事業といたしまして、縦長の箱でお示ししてございますけれども、いわゆる狂乱物価の時代、昭和48～9年を中心といたします時代でございますけれども、このころは、都内の流通状況の機構について

もかなり状況が違ってございまして、当時は、そこにございまして、産地直結のあっせん事業とか、いわゆる孀恋方式といったようなもので、産地と直接何らかの契約を結ぶような形で生鮮食品などを調達していくというふうな取り組みも、東京都としてもやってまいったところがございます。ただ、現在はかなり流通機構等も変わってきてございまして、このまま、こういったことが現在できるのかどうか、なかなか難しいところもあるのではないかと考えております。

その右側でございますが、価格の動向調査ということで重点的にやってきてございます。昭和48年以降、先ほど申しましたように、途中でかなり物価が落ちついてきておりますので、平成12～3年ごろから、そういった意味では違った、表示をするような調査のほうに切り替わってきているところもございまして、定点観測的な調査もずっと行ってきております。

一番下のほうでございますけれども、平成17年に、原油価格の変動に伴う行政連絡会議を庁内に設けまして、原油の価格の変動については都庁内においても、関係8局が、特に産労局、東京を所管しております総務局の統計部、あるいは需要家サイドとして公営3局なども加わりながら、いろいろな情報を交換しながら、東京都の取り組みについて全体的な議論をしつつ、的確な対処をしているところでございます。

一番右側には、都民に対する情報提供ということで、昭和50年代、「物価とくらし」といったような冊子を毎月定例的にお示しをし、現在でも「東京くらしWEB」という中で、国の統計の情報をベースにしておりますけれども、生活45品目ですか、細かい価格の動向をお示ししているところでございます。

今日の状況でありますけれども、東京都といたしましては、先ほど部長の話にもございましたが、物価の問題もそうですし、食料の問題もそうであるわけですが、なかなか一地方自治体の対応としては、流通機構等の状況変化もあって難しいところもございまして。そういったことで、関東地方知事会に向けて、東京都知事もかなり、原油価格等については強い問題意識を持っておりまして、7月に開かれる北海道洞爺湖サミットに向けて、政府がキチッとその辺をもっとリーダーシップをとって、問題意識を世界的に広めていくべきじゃないかということで、関東地方知事会を通じて政府に提案をしたところでございます。

洞爺湖サミットにおきましては、例えば原油の問題につきましていうと、投機の対象になっているところもございまして。非常に難しい要素が重なっております、いわゆる実需

の部分の価格の上昇も昨今の途上国の旺盛な経済発展に伴って需要が非常に高まっている、原油を中心とする一次産品あるいは食料についてもそうでありますけれども、特に原油につきましてもさようでございますけれども、実需の伴うところの価格の変動、生産の状況、中東等における状況もあるわけでありまして、もう一つは投機の対象になっている、サブプライムローンをきっかけといたします世界じゅうの資金の大きな流れが、証券市場、債券市場から、商品市場のほうに流れ込んできているという状況で、プレミアム部分と申しましょうか、そういう部分で価格が上がっているところもあるということで、サミットできちんとその辺も議論すべきではないかということでございます。

具体的には、例えば原油につきまして言うと、精製部門に対する、投機ではなくて投資を積極的に行っていて、生産をキチッと安定させていくということとか、原油に関してのいろいろな在庫とか、情報開示をキチットして行って、いろいろな思惑とか、そういった投機的な動きを冷やしていくといったような取り組みがなされるのではないかという報道もなされているところでございます。

食料の安定供給につきまして、これは当然、今日的な、世界的な貿易の自由化とか、長期的に見たところでの人口の増加といったところもありまして、バイオ燃料に、食料とバッティングしているような状況もあって、世界的に違った局面に達しているのではないかという議論もありまして、なかなか難しい要素が絡んでおります。そういった中で、東京都として、消費者の視点からどういったことができるのか、実際に大消費地であるわけでありまして、食育を含めた消費者教育、あるいは消費者としてもっと賢く、いろいろな行動をとっていくことができるのかできないのか、あるいは東京都としてどういったことができるのかといったようなあたりが、今回、避けて通れない分野の課題ではないかということでございます。

事務局といたしましては、このあたりのご紹介をさせていただくのが限度でございまして、皆様方のいろいろな貴重なご意見をいただいて、消費生活基本計画の中にどのような形で整理できるのか検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

池本部長 いかがでしょうか。食料の安定供給と物価という課題について、今後の進め方、基本計画でどういう方向性を皆さんからご要望かというところのご意見をお伺いしたいと思います。

丸山委員 物価問題、特に最近の小麦粉とか、あるいは乳製品のような食品の価格の上昇というのは、もちろん生産価格が上がっているということが大きいわけですが、

実際に販売価格にどの程度転嫁されているかというところはまた別の議論があるかもしれないんですが、販売価格のコントロールということになると、生産段階をどう管理するかということ以外に、東京都として、例えば店舗間の競争を促すことによって販売価格を落ちつかせるとか、あるいは仮にですけれども、コンビニエンスストアの24時間営業みたいなものをやめさせることによって、長期的には光熱費のようなコストを、店舗の負担を下げさせることによって商品価格に転嫁させないというような、どちらかという、例えば都市計画法とかその他、営業施策に関する関与のような、出店政策のようなことも関係してくるんじゃないかと思うんですが、ここの部会で話すことというのは、産業政策みたいなことではなくて、消費者問題からの視点ということで考えるものなんでしょうか。

池本部長 いかがでしょうか。

副参事(調査担当) お答えになっているかどうか、恐縮でございますが、確かに非常に貴重な論点ではなからうかと思えます。基本的には消費生活対策審議会ということでございますけれども、そうはいても、物価の問題というのは、今お話にもございましたように、一次産品が上がっているというのが、現在の物価上昇の原因でございます。これははっきりしているんですね。それがどういうふうにして小売価格に転嫁していくのか、逆に、小売価格にストレートに転嫁していくと、今度は売上高が伸びないというような状況も出てきておりました、生産者の側でコストを削減する涙ぐましい努力を加えながら対応しているというのが、都内における実情ではないか。こういったことも、先ほど申し上げました連絡会議の中でも分析等しているところでございますけれども、そういった中で、今度は、そういった事業者の取り組みに対して、まちづくりといいますか、今おっしゃいました、一方で環境保全の観点から、京都のほうで、コンビニエンスストアの深夜営業への規制といったものも話題として出ているようでありますけれども、そういった広い意味での都市政策的な観点から、全体的なコストを下げっていくというふうなうまい工夫が出てくれば、確かにその辺の価格の転嫁についてスムーズにいろいろな要素が出てくるのではないかなというのがございます。

確かに非常に貴重な論点、ただいま承ったばかりでございますので、うまい答え方がなかなか見当たらないところがございますが、検討させていただければと思います。

丸山委員 私のほうも変な質問だったのかもしれないんですが、■素通し■の問題意識から、おそらく内閣府の物価安定政策会議が、一次産品というよりは加工食品などが中心だと思っておりますが、その調査を行って、物価安定政策会議でも議論がなされているようで

して、生産段階での価格のコントロールとか、国がある程度関与できそうなものと、東京都さん、大きいとはいっても地方自治体で関与できるところが少し違いがあるのかなと。

基本的には、物の価格は事業者が決めるというか、需要と供給のバランスで決まるものですから、そこで地方自治体が何か関与するとすると、需要と供給ではないアプローチになると思ったものですから、それがどういう観点なのかなと思ってお尋ねした次第でした。ありがとうございました。

池本部会長 ありがとうございます。

長田委員 本当に難しいと思うんですが、一つは価格の問題は、オイルショックの後の価格が便乗値上げで大変だったころ、私どもも含めて価格調査をして監視をしていく、東京都もずっとそれを続けていて、今回、そういう狂乱物価という状態ではなくて、別の感じで価格が推移しているような印象を受けるんですね。

ただ、ジワジワ上がってきているいろいろな価格が、都民の生活にどういう影響を与えているかということは丁寧に調査をしていっていただいて、そこはきちんと注視をしていくことと、便乗値上げのようなものが今後出て来ないとは限らないので、その監視をしていただくことが、自治体としてまず最初なのかなと。

相談の現場で、生活に非常に影響が大きくなってくると思いますので、そういう相談で上がってくるものもきちんと精査していただいて、都民にどの程度の影響を与えているかというのをまずつかんでいただくことかなと思います。

食料のほうは、いつも思うんですけれども、東京は大消費地で、非常にたくさんの食料をいろいろなところから、海外も国内のいろいろなところもあって、いっぱい入れているわけで、それをまたたくさん捨てているところでもあるわけですね。その視点から、地方自治体ということで考えれば、むだな食品の購入を控えるとか、そういう暮らしを変える提案みたいなことだったらできるんじゃないかなと思います。

細川委員 今の丸山先生のお話から、物価という問題が、例えばコンビニで物が高いというのは、24時間あいているというコストを消費者が負担しているんじゃないかというお話も非常に興味深かったし、今のお話もそうなんですけれども、それを、価格を下げるとか物価政策という中でくくる、特に消費生活対策審議会でやるのはちょっと無理な感じがしますけれども、視点で抜けているなと思ったのは、持続可能な消費という視点ですね。その視点で考えると、例えばコンビニの24時間あいているという問題とか、エネルギーとか、あるいは食料の自給の問題とか、今、あまりにも偽装が多くて、賞味期限の偽装が

けしからん、それはそうだと思いますけれども、一方で、1分でも過ぎたら捨てるという社会に対して、われわれはそれでいいのか、捨てる分はコストとしてはね返って消費者が負担しているわけですから、もう少し持続可能な経済とか消費という視点で考えたときに、今後、都民の生活をどう考えるか、そこでの都庁あるいは共同作業というものがどうあるのかというあたりは今後検討すべきじゃないかという感じがしますけれども、そこら辺は何か入っているんですけど。持続可能な消費という視点での計画は。

副参事（調査担当） 直接的な形では入ってございません。

池本部会長 よろしいですか。では、夷石さん。

夷石委員、私も食料問題についてはいろいろ問題があると思っております。安定供給と物価の問題に対してどういう取り組みをすればいいのかという問題ですけれども、多重債務問題は庁内で幅広く連携をとってやっていらっしゃるのですけれども、食料問題についても、福祉保健局とか産業労働局とかの関係部署、先ほどの夜間のコンビニの問題だと、環境局なども含めて新しい仕組みをつくられて、それぞれがどう対応すればいいのか。

例えば企業の不祥事などは、国が動きだす以前に、保健所とかいろいろなところに情報が入ると思いますので、都が率先して動いてもよからうと思います。

それから、先ほど持続の問題がありましたけれども、賞味期限、消費期限の問題について、先週、読売新聞の1面と最後のほうの欄に三日間連続で特集を組んでいました。これはコピーをして大学の授業で配ろうかなと思っているのですけれども、先ほど言いました、賞味期限切れを捨てることについてかなりの莫大な廃棄の問題が出ておりました。この問題はまさに消費者教育の部分としてわれわれは取り上げていくべき問題ではなからうかということで、消費者行政としても、消費者教育、消費者啓発の課題として、この部分に入り込んでいく余地はたくさんあるのではないかと考えております。ぜひ全庁的に取り組みをされて、それらのリーダーシップを取っていただくような計画が入ればいいのかと考えております。これは物価問題にもつながるし、食の安心・安全にもつながるし、いずれにしても取り上げて欲しい課題ではなからうかと思っております。

池本部会長 ありがとうございます。他に、どうぞ。

橋本委員 先ほどの物価等のお話ですが、先ほどお話があったように、取り上げ方がなかなか難しいかなと思うんですが、消費生活の視点からということであれば、どういう形で消費者物価に反映されるか、その辺をしっかりと見ていく段階かなと、今のところは思っております。

先ほど、転嫁のお話等々もかなり出ておりましたけれども、私ども商工会議所ということもありまして、事業者の方々、最近、個別に相当上がってくるのは、基本的に原材料価格が相当上がって、これは事実なんです、なかなか転嫁が進めないというのもこれまた事実で、産業政策の非常に大きなテーマだと思っているんですが、この問題を、消費者のその部分だけから捉えるのもなかなか難しいところがありますが、今の状況は、どこまで消費者物価に影響が出てくるのか、それをしっかり見ていくのが第一のところかなと思っております。

食料安定供給というお話ですが、これも東京都という段階でどういう形で取り上げるのか、食料の自給率を高めていくという視点は国民的な問題でもありますし、この辺について、先ほどお話があったように、教育の中で、自給率というのはどういうふうにわれわれは捉えるんだという部分、この辺をしっかりやっていくところが第一の話かなと。具体的な施策の中でこれを反映していくのはなかなか難しいだろうなと思っています。

ちょっと視点が変わっちゃうかもわかりませんが、食料の安定供給ということで思い浮かぶのは非常時、震災時等々に対しての食料をどういう形で確保するか、そういった部分では具体的なものが出てくると思うんですが、安定供給そのものをメインの形でここで取り上げていくのはかなり難しいのかなという印象がございます。

池本部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

矢野委員 前回、この課題については投げかけをしましたが、一つは物価のことについて、皆さんからもご意見がたくさん出ましたし、私も、値上げがさまざま行われていますけど、本当に適正な値上げなのかどうかについての監視は必要ではないのかなと思っています。

都民生活への影響や消費者物価への影響等への注視、このこと自体は大事かと思いますが、5年間の計画として見た場合、かなり緊急対応をとらなくてはいけない状況も出てくると思いますので、計画の中に入れるのか、それとも前文に情勢を書き込みながら、そういうことに対して緊急的な対応もしっかりとれる姿勢は十分書き込んでいただきたいと思っております。

この間、少し私も調べて、一つは食料に関しては、国のほうで、食料の未来を描く戦略会議というのがありまして、すでにことしの5月に「食料の未来を確かなものにするために」という提言を出しています。その提言の中で二つ、大きく柱としては六つあるんですけど、その中の二つぐらいが少し関係してくるかなと思っています。

一つは食育との関連ですが、先ほど消費者教育との関係性も出されましたけど、国民が食料問題に対する認識度が非常に低いということや、食生活の意識と行動のギャップがあって、関心があっても行動が伴わないという状況が十分にあるという中では、東京都の中でも、食育と消費者教育との連携ということで、先ほど課題の中でも少し整理はされていますけど、改めてそういった食料危機的な状況の中にあって、食品残さの問題もありますが、むだのない食生活を送ることの、食育の充実と強化は取り込めるんじゃないかなと思っています。

もう一つは、事業者や生産者の取り組みですが、例えば最近、セブンアイホールディングが農業生産法人を千葉のほうにつくって、いわゆる自給の体制をとろうとしています。そういった中に、東京都の中でも事業者なり生産者なり、自給に向けてのより積極的な取り組みに対しては、そういう情報をしっかりつかみながら何か連携ができるのではないかなと思っています。

最近の新聞で、温暖化に関して環境省が、地球温暖化影響・適応研究委員会の報告書を提示しているわけですが、その中で、特に生活では、農産物などの高騰で家計負担増ということで、実際の適応策を、その委員会は提示をしていますが、市民農園制度の拡充というようなことを例として挙げています。とすれば、こういった部分では、あまり悲観的に考える必要はないのかもしれませんが、防衛策を何らかの形でとるという姿勢を、少しずつ情報提供なり、都内でさまざまに連携をしてとっていく必要があるのではないかなと思っています。

これらのこのことの課題については、先ほど夷石委員からもありましたけど、まさに福祉保健局や産業労働局、環境局等の総合的な、もっと積極的な姿勢が私は欲しいなと思っております。その辺をもう少し詰めていただいて、むしろ局のほうから提言が出てくるのを期待しております。

池本部長 ありがとうございます。私もちょっと気づいた点で申し上げますと、先ほどの原油価格の動向で見ていくと、現在の原油価格の高騰は、むしろまだ物価に反映していないのが不思議なくらいですけど、商工団体の様子からしても、今後上がっていくことは十分予想されるころだと思います。その意味では、先ほど指摘があったように、高騰の状況が見えてきたときにどう対応するか、対応の姿勢ありということは、仮に総論であっても示しておいていただく必要は不可欠だろうと思うんです。

ただ、おそらく20年前、30年前と現在で違うのが、インターネット等で価格情報が、

かなり消費者の中でもオープンになってきているということがあって、それが一つコントロール材料にはなっている。だとすると、そこへ、行政としても適切な情報を流していくことによって、消費者の選択行動と、いわゆる便乗値上げに対する牽制をしていく効率的な作用の仕方というのはあり得るのかなと思います。

食料自給率のこともというご指摘があったということですが、これこそまさに、国のレベルじゃなくて東京都で何ができるかという、東京都で畑をふやそうというわけにもいかないし、難しい問題だなというのが率直なところです。

ただ、個々の消費者に対する情報提供あるいは教育啓発になるのかもしれませんが、例えば国産牛といったって、その飼料も含めた意味ではどういう自給率なのかとか、自給率に目を向かせるための啓発というあたりは、少し時間をかけた、先ほど持続可能な消費という言葉がありましたけれども、国内需給の面についても、少し時間をかけた啓発という観点は入れていく必要があるのではないかということを感じました。

他にどうでしょうか。後の課題もありますので、よろしければ、今の論点についてはこのくらいにしまして、次に、基本計画の改定案の概要の資料についてご説明をお願いします。

副参事（調査担当） それでは資料6をごらんいただきたいと思います。「東京都消費生活基本計画改定案（概要）」ということでございます。

幾つか箱でお示ししてございます。上段の二つの箱が、いままでの骨子とか素案でお示ししているところの、主な課題というようなところでお示ししているものでございます。

いままで骨子あるいは素案でお示ししている課題とか政策課題、五つの柱ということで申し上げておりますけれども、この辺につきまして、私ども事務局といたしましてはいろいろな観点から、一番最初の論点のところでのお話もございましたが、メリハリをつけて、あるいは都として一番どこを重点的といったようなところも、全部重要な施策でありますけれども、その辺のわかりやすい体系化をしてみたいということも含めまして、少し順序を入れ換えたところがございます。

一番上の左側に「横行する悪質商法と深刻な消費者被害」、いわゆる取引の不正の問題がいろいろございます。SF商法とか次々販売、キャッチセールス、続々と新手が登場してきている状況があるという現状が一つあると。

その右側でありますけれども、今度は安全とか表示の分野について、食に対する不安、表示に対する不信、昨今いろいろ新聞報道がございます。安全という意味では、身近な商

品に潜む危険に対する不安、先ほど来お話しいただきました食料の確保に対する不安もあるだろうというようなこと。それから、分野としては、消費生活そのものということではなくて、ちょっと視点が広がりますけれども、地球環境の危機に対する不安、こういったものも消費生活の中で出てきている不安としてあるのではないか。

大きくこの二つの現状にまとめた上で、素案等で示しておりました五つの策から、これも従来、安全・安心が政策課題の1に上がってきたわけでありましてけれども、いろいろ考えてまいりますと、特に最近、高齢者に対する悪質な消費者被害が看過できない状況にあるのではないかということをもまず第1に打ち出すべきではないかという示し方になってございます。

そういったことで、課題の1「消費者被害を防止し救済を図る」ということでございまして、特に高齢者、社会的弱者に対する被害拡大を防止していく、それからまた、続々と新しいやり口が出ていの中で、高度化、複雑化する被害の的確な救済、個別の準司法的な救済を行政として図っていく必要があるのではないかとございまして。それに伴う、適格消費者団体への支援といったことも当然含まれてきているわけでありまして。

被害の防止あるいは救済といったものをまず第1に打ち出しまして、それに続きまして、悪質な事業者をキチッと市場から排除していくことを課題の2番目に置いたということでございます。取り締まりの強化とか、被害の最小限かつ迅速に、適切に取り締まっていくというふうな取り組み、それから、表示等を適正課するさまざまな取り組みが必要ではないかということでもあります。

3番目の課題として、上の箱に掲げてありますような不安に対応するような形で、商品・サービスを安心して購入し使用することができる、行政に求められている実現すべき課題として3番目ということを示したということでございます。商品・サービスに関する被害防止対策、食の安全の確保、正しい表示の実現、そしてまた、だれもが安心して消費できる社会経済環境の実現ということが3番目の課題として挙がってくるということでございます。

こういった現状に対する課題を支えるといいますが、それを実現していく主体として、課題の4番目に、みずから考える消費者を行政としては応援していくということで、例えばさまざまな消費者教育を展開していくとか、消費者の組織的な活動を支援していく、あるいは情報提供を、キチッと役立つものをしていくというふうな流れでございます。従前は政策課題の4番目ということで、もう少しかたい課題になっておりましたけれども、要

はみずから考える消費者を応援していくということでもとめたところでございます。

消費者という主体、それをまた支えると申しますか、東京都とか身近な区市町村、そういった主体が出てくるわけでありまして、そういったところの行政に、消費者の意見や考えを生かしていくことも、5番目として重要になってくるのではないかとということでありまして。都政へ、消費者の方のいろんな意見や考えを反映していく。もう少しかたい言い方であれば「参加と参画」というようなことになるかも知れませんが、わかりやすく言えば、いろいろな都政への意見の反映、区市町村との連携とか、消費者団体との協働といったようなことが出てくるのではないかとということでもあります。

以上が基本計画の柱でございますけれども、今回、できますならば来月答申をいただいて、その後、基本計画を策定し、議会等にお示しをし、都民の方に示していく基本計画があるわけでございますけれども、先ほど来お話がありますように、国のほうの消費者庁、消費者行政の一元化という大きな流れがございます。8月の臨時国会にもいろいろな動きが出てくるということございまして、国のほうのそういった大きな流れに対しまして、地方として、東京都としてどういうふうに考えていくのかというふうな観点から、基本計画と合わせてと申しますが、形としては別ということになるかも知れませんが、点線の下側でありますけれども、前回、部長のほうからもいろいろ申し上げさせていただきました、提言をしていってはどうかということでございます。

三つの提言として、今のところは考えておりますけれども、まず一番左の下であります、自治体の相談窓口を強化する、先ほど来、センターのほうからもご説明がありましたけれども、消費者問題の最前線である相談窓口を整備していくことが一番、地方における現場の足腰を強化していくということでありまして、消費生活行政の一番基本になるのではないかとというふうにも考えられるわけでございます。

消費生活センターを担っていく実践部隊として、豊かな知識、経験豊富な相談員がキチッと消費者の信頼を勝ち得て、被害救済とかいろいろな相談を受けて、それを取り締まりや行政施策に反映していく部隊、最前線として本当に重要な役割を果たしているのではないかと。国のほうの行政の司令塔として消費者庁が設置されるとしても、実践の部隊、補給部隊も含めて、消費生活センターの窓口を強化していくことが地方にとって一番ポイントになるのではないかとということでもあります。

先ほどお話がありましたように、非常に複雑多様な相談に適切に対応していくということで、例えば土曜日にも、事例としてよく上がって来るわけでありまして、携帯電話

の料金設定で、子どもにも安全のために携帯電話を持たせるといふときに、iモードのインターネットの関係が使い放題になっているのか、なっていないのかということで、思わぬ請求書が来てびっくりするというような事例がかなり出ておりまして、そういったものについて、子ども自身が相談に行くわけにはいかない、お父さん、お母さんが行くとしてもふだんは働いているという中で、そうすると、土曜日に行ってみましょうといった事情にもキチッと対応していくことが必要ではないかということでもあります。

2番目の提言として、国にキチットした制度整備を求めていくことが、審議会としてのご提言をいただくような形で、それを受けて東京都としても国に対して物申していく。具体的には、これもすき間というか抜け道といえますが、実際、悪質事業者が商号を変えたり営業メディアを変えて、心入れ換えることなく不当な取引を継続していくといったようなことが往々にしてあるわけでありまして、そういうことを許さない取り組み、そういう制度、それからまた、条例に基づいて過料とかいろいろなペナルティをしていくについても、現在の状況は十分とは言えないのではないかと、そういう自治立法上の制約についても、キチットと国に対して、東京都なりが先頭に立って、地方から実情を申し上げ、キチットとした対応を強く求めていくことが、消費者行政を実際に進めていく上で必要になってくるのではないかと。

提言の3番目でありまして、国のほうでは消費者行政の一元化というのを強く打ち出されております。情報も一元化していくということで、パイオネットの拡充といったようなことも国から通知が来ているところでありますけれども、個人情報はどうするかみたいなところとの関係もありますけれども、画一的な情報の取り扱いに終始することなく、情報を本当に必要としている人たちに、必要としている情報がキチットの確に、速やかに行く、そういうことが一番大事なのではないかということでありまして、特に危害情報とか、いろいろな消費生活の場面で、本当に知りたいと思った人にタイムリーに情報が行くという取り組みが必要ではないかということでございます。

例えばということで申しますと、前回もご紹介したかもわかりませんが、子どもの衣類に、パーカーが首がひっかかったり、思わぬ危険があるというようなことを、パンフレットを30万部作りまして、都内の各保育園なり幼稚園なりに配っていく、年少組、年中組、年長組と、それぞれの子どもさんの親御さんの全世帯に行き渡るようなパンフレットをつくって対応する。子どもの衣料についての情報でありますから、全世帯にそういったものを画一的に流して行ってもいいのかもわかりませんが、本当に必要として

いるところに行くかどうかなかなか難しい。これは一例でありますけれども、そういった情報提供。

あるいはいろいろな団体と協力しながら、悪質な商法をお断りしていくいろいろな取り組みについてもキチッと情報が行き渡るような取り組みが重要ではないか。例えば地域の自治会とか消費者団体とか、そういったようなところが、地域の実情に応じて、本当に高齢者世帯に必要な注意喚起をしていく取り組みをしていく。そういう意味での、いわば生きた情報の収集・提供といったことが必要なのではないか。そういった点について、国の動きを捉えながら提言していったらどうかということでお示ししているものでございます。

こういったことで、非常に雑駁でありますけれども、従来の骨子、素案をベースにしながら、考え方の整理として、一つのペーパーの中にまとめてお示ししたということでございます。これをベースにしながらご審議いただければと存じます。よろしく願いいたします。

池本部会長 ありがとうございます。改定案の概要ということでご提示いただきました。

確認を1点だけ。現状の整理と課題を5項目に分けてある、その下に提言とありますが、これは基本計画そのもので都が決定して執行するというよりは、消対審からの提言という形式になるのでしょうか。この提言というのは、どこからどこへ向けた提言という位置づけになるのでしょうか。

消費生活部長 総会でのご議論、あるいはこの部会での1回目、2回目のご議論、そういったところでの委員の皆さんからのご発言なども、また、われわれが考えていること、特に消費者行政一元化の動きに対して、われわれもいろいろ物を言っていく必要があるだろうと。その物の言い方ですが、国の動きも、実際に動いているところですので、その辺をどう見ていくのか、なかなか難しい部分もある。そうなってくると、できれば、もちろんこれで提言をしてくださいという意味ではないんですが、とりあえずのお話を伺ったところで、われわれなりにまとめてみるとこんなことなのかなということ、一つは基本計画についてのある程度のまとめをしていただくのと合わせて、これを本気になって進めていくには、都としてこういうことに取り組むべきではないのかというようなことも合わせてご提言をいただければ、われわれはそれを踏まえて、必要に応じて、国に対して、もちろんみずからもやるべきことはやる、国に対して言うべきことは言う、他の自治体との連携が図れるところは図る、そういうふうなものに使えるのかなと。この間のいろいろなご議論をうまく、基本計画との関係も含めて、また、物事が流動的であるものとの対応をど

ういうふうにしてうまく整合をとって進めていけるのかなという一つのアイデアといえますか、書いてみればそんな大したものじゃないんですけども、こんなふうな感じでやっていただければ、いろいろなことに対応できるのかなという思いで整理をさせていただいたものであります。

池本部長 ありがとうございます。おそらく基本計画に完全に位置づけてとなると、この課がいつごろまでに何をやりですが、今の消費者行政一元化の議論でどこまで動くか見えないところを、しかし、もっとこうやるべきだという意見が、ここでもすでに前回も出ていますが、そのあたりをどこへどう反映させるかというところを含めてできるだけ出して、それを、場合によっては基本計画そのものと、それとは別の提言のような形でまとめ上げるという可能性を含めた概要だと理解できるのかと思います。

これについてのご意見をお願いしたいと思います。

圓山委員 2～3ございますが、最初に一つ質問ですが、提言の2の「国に制度整備を求める」の最初の項目の「処分を受けた事業者が商号や営業場所を変えて不当な取引をすることを許さない」というところがございまして、私、前回欠席しましたので、ご説明があったのかどうかわからないんですけども、これをやろうと思うと、経営者の前歴を把握するというのをしないとできないし、私の頭で翻訳すると、登録制を導入するか、廃業規制をかけるとかということをやらないとできないのではないかなと思うんですけども、今の表現で、具体的にどういうことをイメージなさっておられるのかということ、まず質問として伺いたいと思います。

消費生活部長 実際に私ども、指導も真剣に取り組んできたわけですけども一向に改まらない。やはり処分が必要なところは処分をしていこうと。しかし、処分というのは、企業に対して業務停止を命じるとか、そういう形で行われるわけですし、実際にいろいろと問題を起こすところは、一度処分を受けて、そこで一回ふたをするとか、業務停止命令をかけられるとなかなか営業できませんから、実際には廃業に追い込まれる。そうすると、そこでかかっていた主たる連中が、また別のところに行って同じようなことをする。会社、企業名を変えたり。それじゃ本当にイタチごっこである。

であれば、例えば事業者、主たる役員クラスなりに、処分を受けた場合は当然、同一の業務を他のところではできないというようなことも合わせてできるような制度設計ができないのかといったことを、今われわれも、具体的にどうやれば効果的なのかということまでは、残念ながら具体案の持ち合わせはないんですけども、こういったことなど、例えば私

も国の審議会の臨時委員を幾つかやっておりますので、そういったところでも大いに発言をしていったり。もちろん正規のルートで要求提案を行うとか、そういったこともしていこうということで、ここですべてを網羅しているわけじゃないんですが、例として、こんなようなことが一つあるのかなということで挙げさせていただいたということです。

圓山委員 わかりました。その方向性については大賛成ですので、こういう内容でわかりました。

あと二つばかり述べさせていただきますと、一つは、前回の論点の中にも一部ございましたけれども、消費者から苦情を受けて相談処理をしていく中で、現在の法律なり政令なり施行規則なり執行の仕組みなりの不十分な点がわかってくるのが結構あると思うんですね。あるいはすき間事案とか、指定商品制の残っている法律では、指定商品に指定されていないから取り締まりができないとか、微妙に、省庁の縦割りの間に落ちてしまっているとかが、相談をやっているとわかってきて、何々省に言っても何々省に言ってもうまくいかないということがよく出てくるわけですね。

そのあたりについて、提言1とか課題5のあたりになると思いますけれども、今、国の動きとしては、国に情報一元化をして、そういうすき間事案については、国の新しい組織がすくい上げて、国で勧告していこうみたいな話になっていると思いますが、それを、相談の現場を持っている都の段階で、例えばすき間事案リストとか、各省庁の執行が弱いと、いいですか、うまくいっていない分野がこういうところにあるということを出しとか洗い出しというのは、日ごろの現場の相談処理でわかってくる、それは、年間何件あるということはわからないですけれども、かなりの数あるうかと思うんですね。

そこを、都の段階をスローパスして行って国にやってもらうのか、あるいは都の段階で、国なり、各規制をする省庁に、これとこれとこれは「ガイゼン」課題があるのでやって欲しい、それが要望になるのか、都が国に勧告するのがいいのか、形式は別として、それを伝えて取り組みを促すというか、改善を促すことに取り組んでいかれたらいいのではないかと思います。それが一つです。

もう一つ、細かいことですが、先ほどから土曜相談の話がチラホラ出ていまして、都としては、区市町村を補完する、区市町村がなかなかできないので、土曜日についての相談を都が補完するという意味合いで位置づけられているんだと思いますけれども、都と区市町村との役割分担という考え方からいくと、住民に身近な区市町村で土曜相談をやるべきであって、都の区域に一つしかない都のセンターで土曜相談をやって、休みだけあけて

くださいとか、電話をかけてくださいというのは、考え方からいくとちょっとかけ離れているような感じがいたします。ですから、土曜相談ということであれば、土曜相談ができるように、区市町村をいろんな面で支援するという形のほうが、方向性としては位置づけしやすくスッキリするのではないかと感じましたので申し上げておきたいと思います。

池本部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

矢野委員 言葉についての意見なんですけど、課題4について、「みずから考える」とありますが、提言3の二つ目では「考え行動する」という言葉が取り上げられています。現状で取り上げられている事項に対して考えて、かつ行動しなければ課題は達成できないわけで、課題4に関しても「みずから考え行動する」というふうにしていただければと思います。

池本部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

細川委員 基本計画の策定ということですが、見ていると、総花的でアピールするものがないなという感じは否めないですね。

例えば現状でいうと、「横行する悪質商法と深刻な消費者被害」「商品やサービスに関するさまざまな不安」、これだけひどい状況にあるのが現状だとすれば、いままでの審議会で出してきたものは効果的じゃなかったのかということになってしまいますよね。もちろんいろいろはやっているけれども、それをはるかに超える悪徳商法とか、いろいろな不安が広がっているということだと思いますけれども、だとすれば、いままでどおりのやり方じゃだめなわけで、もう少し新機軸というか、そういったものを打ち出すというか、目玉がないとインパクトがないかなという感じがするんですね。

そういうふうに考えたときに、課題はこれでいいと思いますけれども、課題を解決するためにどういう政策を打ち出すのか、施策を打ち出すのかというのは、どこでやるんでしょうか。国でいえば、消費者基本計画のもとに具体的施策というものが列記されていますけれども、そういったようなものは基本計画策定のときに、計画を受けた施策というようなものを同時に打ち出すのか、あるいは、それは5年計画のもとに毎年決めていくのか、それは審議会を経ずにそちらでやるのか、あるいは審議会でやるのかとか、そこら辺がわからないんですけれども、どんなイメージなんでしょうか。

池本部会長 今の点、事務局、どうでしょうか。

消費生活部長 今の細川先生からのお話ですが、われわれも考えても確かに限界もあるわけですし、いろいろなアイデアもいただきたいというのが一つあるんですけれども、き

のう、内閣府の課長さんともいろいろ話をしたんですが、消費者行政についての政策評価がキチツとなされていないということで、われわれがどれを政策として打ち出すべきかということについて、なかなか明確なものを打ち出せないということが背景にあるのかなと。ぜひ政策評価をしていこうじゃないかというお話はしているところです。

実際に5年計画で定めたから、それで5年間はということではなくて、これは総会でもお話をいただいているところですが、いろいろな動き、実際に、ある一つの政策を進めていく中で、施策が実際に成果を上げていく、さらにまたもうちょっと別の角度からということがあれば、計画をローリングしていくんだらう、そういう中で新たな視点に立った施策を打ち出していくということもあるんだらうと考えています。

細川委員 そういった考え方についての募集とか、パブリックコメントを求めるんだと思いますけれども、アイデアというか、そういったようなものを募集して、それを実現していくというプロセスも必要じゃないかなという感じがするんですね。

イギリスでおもしろい事例があったので紹介させていただきます。

前にもお話ししたことがあると思うんですけど、イギリスの市民助言局、シチズンアドバイスビューローというところが消費者相談を受け付けているんですけども、前に行ったときにパンフレットを見たら、全国に2,000とか3,000あると書いてあるんですね。どう見ても2,000、3,000ないんですよ。彼らはアウトレットという言い方をして、変だなと思って、「シチズンアドバイスビューロー何でこんなにたくさんあるんですか」と言ったら、刑務所の中とか病院の中とか、そういうところにもあるということ、それでアウトレットという言い方をしたんですね。

そういうふうにと考えると、学校の中に、例えば高校の中に「東京都消費者センター分室」みたいな形で看板をつけて、週に2回ぐらい相談員さんが行って、直接学校の中で相談を受け付けるとか、もう少し柔軟に考えて、しかも、世の中にアピールするようなものを打ち出すのはいいと思うんですね。頭かたいから、消費者センターをつくるというと、建物を借りてきて、相談課長がいて、庶務課長がいてと、すぐそういう頭になっちゃいますけれども、そういう形で入り込んでいくような形での消費者教育とか、いろいろなアイデアがあると思うんですね。そういったものを計画の中に盛り込んで実現していくというようなものがあっていいんじゃないのかなというのが私の個人的な感想です。

池本部会長 ありがとうございます。資料6で概要の説明をいただいたんですが、資料7が、最後の議題になるパブコメ募集の話なんですけど、パブコメ募集の下から2ページ以

降に「計画案の概要」というのが出ていて、そこには、先ほど細川委員から言われた、例えばどういう具体的施策かという、多少例示があったりしているんですね。実際にはこういう形の文章化したものになっていく。そういう意味で、今の議論のときに、これも一緒に見ながら議論していけばよかったのかなと思いますが、おっしゃるようなところを、具体的な施策のところも含めて、今後、意見をパブコメでも求め、なおかつ、この部会委員の中からも具体的に出していただくことも必要になるんじゃないかと思います。

さて、どうしましょう。最後のパブコメのお話を提起していただいて、合わせてご意見をお伺いできればと思いますが。

副参事（調査担当） 大変恐れ入ります。資料7、中身としては、基本計画の中身に沿ったものでございまして、「東京都消費生活基本計画の改定について意見を募集します」と、パブリックコメントを求める案についてのご審議をいただくための資料ということでございますけれども、中身はまさに基本計画でございます。

パブコメということでちょっとご説明申しますと、募集期間といたしまして、次回7月18日を予定しておりまして、その集計等を逆算していきますと7月3日から14日くらいまでと。できれば7月3日とは言わず、1日でも2日でも早めたいというのが本音でございますが、この辺の募集期間で考えているところでございます。

この中身でございますが、素案をベースにしてございます。計画の基本理念、第2といたしまして計画の性格、基本指針であって、参加と協力を求めていくよりどころになるものです。計画期間と進行管理、このような期間で消対審で進行管理をしていきます。第4で、現状に関する基本認識、先ほどの資料6の一番上の二つの箱に該当するようなものを述べてございます。高齢者・若者の消費者被害、架空請求等、インターネットの関係、多重債務問題。安全に関しまして、身近な商品に潜む危険に対する不安、食に対する不安、表示に対する不信等々でございます。

次のページですが、第5として「消費生活に関する施策の展開」、ここ以降に政策課題の1から5まで箱をつけてございまして、これが、前回の素案までの順序とか章を入れ換えてございます。

政策課題1、従来は安全でございましたけれども、ここ特に高齢者被害が横行している、非常に深刻であるということから、「消費者被害の防止、救済」ということを持ってまいりました。

例えばですけれども、(1-1)「消費者被害の防止」について、こういった普及啓発を

しますということで、具体的な施策の例として、以下に示しているようなものが考えられます。以下同様でございます。消費生活相談体制の充実といったようなことで、今お話があったようなところでも関連してくるところでございます。こういったような形で組み立ててございます。

政策課題2は悪質事業者に対するものでございまして、適正な指導、取り締まり、政策課題3は「商品・サービスを安心して購入・使用できる」ということで、具体的な施策の例として、輸入食品対策とか危害・危険情報の収集、評価・分析及び「安全性に関する調査」、以下お示ししているということでございます。

以下、「みずから考え行動する消費者を応援する」ということで、従来、素案に盛り込んでいたような施策を具体的な例として挙げさせていただいております。第5番目としては「消費者の意見や考えを行政に活かす」ということで、これにつきましても具体的な施策の例として挙げているところでございます。

こういった中で、おっしゃるように、総花的ではありますけれども、こういった中で一つでも二つでもアピールできるものがあるのか、ないのか、それからまた、今、細川委員からご意見がございました、こういうアイデアがあるというようなことを募集していくということも考えられるのかどうかということもあろうかなと存じます。以上でございます。

池本部長 はい。時間が残り少ないのですが、ここでは、添付されている計画案の中の個々の論点についてのご意見というよりは、パブコメの実施の要領等についてのご意見等があれば、それを優先したいと思いますが、どうでしょうか。

夷石委員 改定案とパブコメの関係は同じになっているということで、それでいいと思います。そのうえで、パブコメに出される内容の多くはこれでよいのですが2～3カ所、言葉を変えていただけないかと思っています。課題のところ、「みずから考え行動する消費者を応援する」ということでしたけれども、そういう人も支援しなくてはいけないのですけれども、それができない消費者がほとんどではないかと思っております、「みずから考え行動できるように消費者を支援する」というようなことのほうがいいのではないかと思います。

課題5で、消費者の意見や考えを行政に生かすだけでなく、事業者や事業者団体にも、消費者が自分の意見を反映させるような能動的な行動ができるようにして欲しいと思っております、ここは「消費者の意見や考えを行政及び事業者・事業者団体などにも生

かす」というような形で、最後の「消費者団体との協働」を、18次の答申でもあるように「消費者団体及び事業者団体との協働」とされて、これをパブコメに盛り込んで募集をされたらいかがかと。今の修正を、できましたら考えていただきたいと思っています。

もう一つ、細川委員がおっしゃったように、改定案をこのまま出すと、本当にメリハリもつかないし、一般的な、どこでも出している計画案と変わらないと思っております、中身がほとんど同じでも、打ち出し方が大切かなと思っております、まさにその辺のことが、基本計画意見募集の最後の「このため消費者の被害をなくし、悪質な事業者を市場から排除する」というところがありますね。私は1番に、悪質な事業者を今回のメインとして出すのは、市場から排除する、それは消費者にとっても、消費者の権利が侵害されることがなくなるし、事業者にとっても自由で公正な市場の環境が整備される。ですから、行政は、今回の打ち出し方として、悪質な事業者を市場から排除するための5カ年計画だというような、打ち出しを少し強調して、これからの市場メカニズム時代をふまえた計画案にしたほうがいいのではなかろうかというアイデアを持っています。

池本部長 はい。他にいかがでしょうか。

橋本委員 メリハリをつけていくというのは、それはそれで考えていきたいと思えます。こういった課題を出して、それに対する具体的な部分の裏づけを毎年チェックしていくという話なんですけど、それをより具体的に、どういう感じで裏づけを出していくか、それをメインに出していくやり方もあるのかなという考えを持っています。これはまた改めて。

課題4の「みずから考える」という部分については、私もそちらのほうが賛成です。ただ、パブコメのほうで見ると「みずから考える消費者を応援する」、個別のことを書かれているのは、みずから考える消費者を育てていこうというようになっているような感じがしますので、そちらのほうが誤解がないかなという感じが私もいたします。

池本部長 そのあたりは表現の工夫の問題のご指摘だろうと思えます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。基本的に、若干の字句修正は、今お伺いしたような意見も含めて、事務局で手直しをしていただくとして、これをパブコメに、日数が非常に限られているので、消費者団体から、もっと長くと言われるかもしれないんですが、全体の審議の中で、おそらくこれがギリギリなのかもしれませんが、こういう形で進めていくことについてはよろしいでしょうか。

矢野委員 最初に出された改定素案のところで、具体的な施策の例、政策課題3-2のところ、当初、豊洲の移転のことがあったんですが、この間の都議会の論議の結果も踏

まえてかどうか、今回外されていることについてお聞きしておきたいなと思います。

池本部長 お願いします。

消費生活部長 今回、豊洲移転がどうのという問題について、そこにいろいろなご意見が出てきてしまって、それを審議会としてどうするか、これはなかなか大変なことなので、別に都議会の議論がどうのということではなくて、むしろわれわれの聞きたいところの、それぞれの骨となる部分についてご意見を賜りたいということで、あえて議論になるところの部分は外したという考え方です。

細川委員 今気づいたんですけれども、改定案に「消費生活の安定と向上を図るための5カ年計画」という副題がついていますけれども、この文言は、条例の前文か何かから取ってきたものなんでしょうか。

というのは、こういう言葉というのは昭和30年代ぐらいから言われてきて、とにかく国民生活の安定と向上だとうたい続けてきて、もううんざりなんです。要は個人の権利に帰着させないためにこういう言葉を使ってきたのがあって、消費者の権利と言われているんだから、「消費者の権利を守るための」とか「消費者の権利を確立するための」ぐらいの信念というか、そういう思いはないんでしょうか。

池本部長 いかがでしょう。

副参事（調査担当） 確かにおっしゃるとおりでございます。消費生活条例でも、消費者の権利がうたわれております。国のほうでは今回、地方に対しては思い切った施策をとりなさいというような表現が使われておりますので、思い切った表現も含めて検討させていただければと思っております。

消費生活部長 おっしゃるとおりで、われわれもいろいろ考えながらというか、役人が考えちゃどんどん丸くなっちゃうんですね。それで、今日は、こんな短時間のところで、これをごらんになってどうかなんてことは本当に失礼の極みです。できましたら、7月2日までに、今の細川先生のご意見、僕らもそういったものに、表現も含めて生かしていきたいなと思っていますので、思い切って手を入れていただいて結構ですので、ぜひお寄せいただきたいというのが私どもの本意でございますので、よろしくをお願いします。

池本部長 私、最後に申し上げようと思ったのは、7月2日までに全体に目を通して意見をというのはいないなあとという気持ちもあって、もちろん7月2日までが第一のめどなんです。パブコメの期間中、パブコメは部会委員は出しちゃいけないという決まりはないはずなので、この期間内もしくは次回に向けて、私たち自身も、表現や課題などにつ

いて少しメモを寄せてみるということをごもごもやってみてはいかがかと思います。これは皆さんに提起というより、私自身に向けて、言って大丈夫かなと思いつつ言っているんですが、そのことも少し提起してみたいと思います。

すみません。時間が超過してしまいましたが、他によろしければ、今後の進行等、スケジュールを含めて、事務局から全体をまとめていただきたいと思いますが。

詫間委員 前回のときにアンケートを、インターネットで7月3日までだったでしょうか、なさるといのがありましたね。それとの関連、今回のパブコメですか、その関連を教えていただけるとありがたいんですが。

副参事（調査担当） 大変失礼いたしました。モニターアンケートにつきましては7月3日までの予定で実施しているところでございますので、その結果が手に入り次第、何らかの形で早めにお示し申し上げたいと思っております。

それから、本当に恐縮でございますが、パブコメでございますけれども、7月3日から都民にお示しするとなれば、技術的に7月2日のお昼までにいただきたいということでございます。表題のところ7月3日、水曜日となっておりますが、これは木曜日の間違いでございます。したがって、7月2日、水曜日のお昼までに、恐縮でございますが、今日ごらんいただいた上でのご意見があれば、ぜひお願いしたいと思います。大変恐縮でございます。よろしくお願いいたします。

池本部長 あと、今後の進行を含めてお願いします。

副参事（調査担当） 今後でございますが、今申し上げましたような日程でございます。モニターアンケートの結果、パブリックコメントの作業を進めまして、7月14日までにパブリックコメント、その後集計いたしまして、7月18日に第4回目の部会を予定しております。この折に、それまでの作業を進めながら、より具体化したものをお示し申し上げられればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

時間でございますが、7月18日、午前10時から12時の予定でございます。失礼いたしました。

池本部長 会場等はまた追ってご案内をいただくということでよろしいですね。

矢野委員 5回目があるようなないようなことをおっしゃっていましたが。

副参事（調査担当） 大変失礼いたしました。まだ皆様方の日程をお伺いしている最中ございまして、決まっていなかったところもございます。7月24日が第5回目ということでお願いいたたく存じ上げます。時間につきましては再度ご連絡申し上げます。早急に

ご連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

池本部長 総会の日程は決まっているんですね。

副参事（調査担当） 大変失礼いたしました。その後、総会が7月30日、今のところ午後3時から5時ぐらいの予定で、場合によってはちょっと早める時間帯も考えておりますけれども、その辺を軸に調整をさせていただいているところでございまして、松本先生等のご予定も伺っている最中でございます。今、調整中でございますが、7月30日の午後、時間をあけていただければということで調整を進めさせていただいているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

池本部長 それでは以上をもちまして本日の第3回部会を閉会とさせていただきます。最後までご協力ありがとうございました。

午後4時06分閉会